

令和4年(2022年)8月31日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

要望書に対する回答について（送付）

2022年度自治体キャラバン行動要望書について、回答をお送りいたします。

なお、本要望書の回答及び市業務に関する懇談会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策等の業務の都合上、同時刻にそれぞれの担当課の職員全ての日程を調整することが困難な状況です。分野毎に懇談会の実施を希望される場合は、各分野の代表課をお伝えします。

【問い合わせ】

豊中市 都市経営部 広報戦略課
広聴係 岡

電話：06-6858-2029（直通）

FAX：06-6856-4190

メール：koe@city.toyonaka.osaka.jp

豊 都 広 第 9 8 3 号
令和4年(2022年)8月31日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

豊中市長 長内 繁樹
(公印省略)

「2022年度自治体キャラバン行動」要望書について(回答)

令和4年(2022年)6月30日付でいただきました要望書について、下記のとおり回答します。

記

1. 職員問題

(要望)

- ① 自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。
その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。

(回答)

職員の人員配置については、業務に支障のないよう、さまざまな雇用形態を活用して適正な執行体制を構築しています。

人事課(電話:06-6858-2019)

(要望)

- ② 大阪社保協調査によると大阪府内各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須である。貴自治体の副首長・理事職以下役職者のジェンダーバランスが偏っている理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

(回答)

豊中市における女性の管理監督職への登用は、年々増加傾向となっています。
女性活躍推進法に基づき策定した「豊中市特定事業主行動計画」に基づき、引き続き性別にかかわらず資質・能力に応じた管理監督職への登用を推進していきます。

人事課(電話:06-6858-2019)

2. コロナ対応及び物価高対策

(要望)

- ① コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山いる。土日や連休などにも生活相談・医療相談・DV相談等窓口対応ができるようにすること。

(回答)

土日や連休など、窓口の閉所日における緊急の相談者については、守衛等から担当職員へ相談をつなぐ体制を設けています。

引き続き、新型コロナウイルス感染症が市民生活に与える影響に注視しながら、状況に応じて長期休暇等での臨時相談窓口の開設を検討していきます。

くらし支援課（電話：06-6858-5075）

新型コロナウイルス感染症に関する医療等の相談については、新型コロナウイルス感染症コールセンターを24時間365日開設しているほか、陽性判明後の相談についても、大阪府自宅待機SOSにて24時間対応をしており、コールセンターに寄せられた緊急対応が必要な事案については、保健所職員が入院や往診等の調整を行っています。

さらに、自宅療養者でリスクの高い人については、土日、祝日も含め電話による健康観察を行っています。

保健予防課（電話：06-6152-7316）

土日や連休のDV相談は大阪府女性相談センターで24時間365日対応しており、また、身の危険を感じた場合は、豊中及び豊中南警察署の生活安全課につながるよう、周知を図っています。これらは、市ホームページをはじめ、啓発リーフレットや相談窓口案内カード等で案内しています。今後も、被害者の迅速な安全確保や適切な支援に結びつくよう、相談窓口等の周知を図ります。

人権政策課（電話：06-6858-2502）

(要望)

- ② 各自治体独自の現金支給等困窮者対策を充実させること。

(回答)

本市では、コロナ禍における原油価格・物価高騰で経済的困難に直面している世帯に対し、市独自の給付金の支給を行うなど、今後においても、新型コロナウイルス感染症や物価高による影響を鑑みながら支援を実施していきます。

経営計画課（電話：06-6858-2773）

(要望)

- ③ 生活困難者への上下水道料の減免を行うこと。

(回答)

本市においては、中長期的な視点からの経営リスクを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大及び物価高を受けた水道料金及び下水道使用料の減免は行っていませんが、離職や収入の減少によりお支払いが困難となった方には、事情をお伺いし、支払期限の延長や分割納付の相談をお受けするなど、きめ細かな対応を引き続き行っていきます。

上下水道局経営部経営企画課（電話：06-6585-2921）

3. 子ども・シングルマザー・貧困対策関係

(要望)

- ① 子育て世代がコロナ禍による失業、休業等で困窮している。新たな実態調査を実施するなどして実態をつかむこと。

(回答)

コロナ禍においては、くらし再建パーソナルサポートセンターへの生活困窮に関する相談や住居確保給付金の申請件数が大幅に増加したほか、生活困窮者自立支援金も多くの方が利用されています。これらの相談者や申請者の属性や状態について統計的に分析するとともに、個別の相談支援を通じて、コロナ禍における子育て世代を含む生活困窮状態にある市民の状況等を把握しながら、必要な施策について検討しています。

くらし支援課（電話：06-6858-5075）

(要望)

- ② 子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。

(回答)

本市では、こども医療費助成制度の対象年齢を18歳までとしています。限られた財源の中で幅広く支援をしていくため、そして不要な受診を防ぐ意味でも一部自己負担をしていただく必要があると考えており、無償化は考えていません。なお、こども医療費助成制度では、入院時食事療養費の全額を助成しています。

子育て給付課（電話：06-6858-2221）

ひとり親の方に対する入院時の食事療養費は、在宅で医療を受けている方との公平性の観点から、一部自己負担をお願いしているものです。なお、非課税世帯などの要件を満たす場合においては、加入の医療保険で減額の制度があります。

保険給付課（電話：06-6858-2313）

(要望)

- ③ 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援すること。自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する住民や大学生などに食糧が届くようにすること。

(回答)

食糧支援については、地域イベントや食品スーパーでの店頭回収など官民連携によるフードドライブを実施し、豊中市社会福祉協議会を通じて、子ども食堂やそれを必要とする方へ繋ぐ活動を展開しています。今後も引き続き、事業の推進に向け取り組んでいきます。

減量計画課（電話：06-6858-2279）

(要望)

- ④ 小中学校の給食を自校式で実施し完全給食とし給食費を無償化すること。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行うこと。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

(回答)

給食提供の在り方については、現状のセンター方式と自校調理方式の併用を基本と考えています。今後、小・中学校の再編において、義務教育学校などの整備を行う際には、施設一体型は自校調理方式を基本と考えています。施設分離型については、1年生から6年生は給食センターから、7年生から9年生はデリバリー方式を基本としますが、施設の配置や学校規模等の個別事情に合わせて検討していきます。

学校給食にかかる経費については、学校給食法第11条の規定に基づき、市は調理場などの維持管理経費および調理員などの人件費を負担し、保護者は食材の購入費を負担しており、学校給食の無償化は考えていません。

また、学校給食の提供に際しては、添加物の少ない食材を調達するなど、より安全な学校給食の提供に努めるとともに、文部科学省の定める栄養摂取基準を満たし、子供の健やかな成長に資するよう取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、休校中等の給食については、感染症の拡大防止の観点から給食提供は中止の判断となります。

学校給食課（電話：06-6843-9101）

一昨年度、昨年度と子育て世帯への新型コロナウイルス感染症関連の緊急対策として各種給付事業を実施してきており、来年度以降に向けて、国基準で第二子以降の子に係る保育料無償化の実施を検討しています。財源も限られていることから副食費の無償化については考えていませんが、引き続き、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

子育て給付課（電話：06-6858-2252）

(要望)

- ⑤ 児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特にDVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。民生委員による「独身証明書」は無意味であり形骸化しているため廃止すること。

(回答)

児童扶養手当の申請時、及び現況届提出時において、DVに関連した離婚等の場合はもちろん、これ以外の認定事由の場合であっても、人権への配慮及び個人情報の取り扱いに留意した対応を行っています。また、児童扶養手当はひとり親家庭を対象とした制度のため、本市では公簿等でひとり親家庭であることが確認できない場合は必要に応じて、民生委員による状況確認書の提出をお願いしています。

子育て給付課（電話：06-6858-2329）

(要望)

- ⑥ 学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

(回答)

歯科健診において「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況および口腔崩壊状態の実態調査の実施について、口腔崩壊等に関わらず「要受診」と診断された児童・生徒については、受診勧告を行い、その後受診に至らない児童・生徒について学校と学校歯科医が連携し確実な受診につながるよう取り組むことが重要だと考えています。

また、付き添い受診の制度化については、治療方針における可否決定等の判断を求められる可能性が考えられることから、事情により受診が困難な児童・生徒については訪問歯科診療を活用し受診につながるよう案内したいと考えています。

給食後の歯磨きおよびフッ化物洗口の実施について、各学校の判断により歯磨き時間を設けている学校やフッ化物配合歯磨剤を使用した歯磨きを実施している学校もあります。また、保健だより等で歯の健康を守るための周知啓発を図る取り組みを行っています。

学務保健課（電話：06-6858-2570）

(要望)

- ⑦ 「ヤングケアラー」の実態を調査し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。

(回答)

本市では、昨年度に公立小中学校を対象に、ヤングケアラーと思われる子どもの把握状況や対応などに関する調査を実施するとともに、本年4月にはヤングケアラー専用の相談窓口を開設しました。

また、こども・教育・福祉など関係分野が情報や課題を共有し連携してヤングケアラー支援を推進するため豊中市こども施策推進本部会議ヤングケアラー支援検討部会を設けており、介護・家事・育児など必要な支援の充実に向けて取り組んでいきます。

こども政策課（電話：06-6858-2315）

こども相談課（電話：06-6852-8448）

(要望)

- ⑧ 子どもたちが進学をあきらめずにすむように、自治体独自の給付型奨学金を創設・拡充すること。奨学金制度は年々変わっているため、奨学金についてのわかりやすいパンフレットを毎年作成し配布すること。

(回答)

給付制は市の財政状況の影響を受けやすいことから、安定性・継続性を重視した、奨学基金を原資とする貸付制に移行したものです。

パンフレットについては、大阪府教育庁が毎年作成するものを案内しています。

学務保健課（電話：06-6858-2554）

4. 医療・公衆衛生

(要望)

- ① コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務である。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけること。感染経路を科学的につかむために、国や行政によるPCR検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要でありクラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的な無料PCR検査の実施など、いつでも簡単にPCR検査ができるようにすること。

(回答)

大阪府豊能保健医療協議会等を活用して関係者相互で協議し、市民の皆様が住みなれた場所で安心して暮らせるよう医療供給体制の充実に図っていきます。

健康政策課（電話：06-6152-7384）

保健所がPCR検査が必要と判断した集団に対しては、すぐに検査が行える体制をとっています。

保健予防課（電話：06-6152-7316）

(要望)

- ② 第5波・第6波の中で、大阪の保健所は全く機能しなかったことは周知の事実である。「陽性者に対する検査数」「人口あたり確保病床数」などを比べた各都道府県のコロナ対応ランキング(慶応大学・濱岡豊教授調査)では大阪府は最下位となっている。大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかること。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望すること。

(回答)

新型コロナウイルス感染症対策の充実など緊急時に備え、市民の皆さまの健康を守れるよう、保健所体制の充実を図っていきます。

健康政策課 (電話：06-6152-7307)

5. 国民健康保険

(要望)

- ① コロナ禍の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的なコロナ対策であるという意識を持つこと。こどもの均等割は無料とすること。

(回答)

国民健康保険の保険料については、大阪府で一つの国保という考え方のもと策定された「大阪府国民健康保険運営方針」やその内容をふまえた「豊中市国民健康保険広域化への対応実施計画」に基づいて、設定しています。

自営業者の方などで新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減収が見込まれる方については、減免制度をご案内しています。

子どもの均等割については、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険制度において未就学児に対する均等割額を減額し、その減額分を公費で支援する制度が令和4年度から施行されています。

当該制度を拡大することについては、国会でも対象者や減額幅のさらなる拡充を検討することとされており、本市としても未就学児に限定することなく対象を拡大するように府を通じて国に要望しています。

保険給付課 (電話：06-6858-2313)

保険資格課 (電話：06-6858-2300)

(要望)

- ② 多くの市町村が単年度黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。大阪府国保統一化により国保被保険者が重大な被害を被っていることをみとめ、2024年度の完全統一を延期するよう大阪府に意見を上げること。

(回答)

事業費納付金の財源を確保するには、府内統一保険料率で保険料を徴収する必要がありますが、現状、本市の保険料率は府内統一保険料率より低く、財源に不足が生じることとなります。この不足額については、大阪府からの交付金や「繰越金」を含めた市独自財源を充てることとしています。

国保の広域化の目的は、財政の安定的運営や事業運営の効率化を進めることにより、将来にわたり安定的かつ持続可能な医療保険制度とすることであり、そのための取組みを大阪府全体で進めているところです。大阪府に対しては、府内統一保険料率の抑制を最優先課題とした財政運営を求めています。

保険給付課（電話：06-6858-2313）

(要望)

- ③ 国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも自治体独自に適用拡大をするとともに国に要望を上げること。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。コロナ対応保険料減免については2020年度制度より後退し適用件数が減っていることを踏まえ、自治体として国に強く意見を上げること及び独自の減免拡充を行うこと。申請については申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

(回答)

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険の傷病手当金制度については、国民健康保険に加入している被用者にも、社会保険において既に実施されている傷病手当金と同様に給与等の一部を支給することで、休みやすい環境を整えることによる更なる感染拡大の防止が、制度の趣旨と考えています。国の財政支援のもと実施していることと併せて、この趣旨に則り、国及び府の動向を注視しつつ当該制度を引き続き実施していきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少するなど保険料の納付が困難な方に対しての保険料減免は、引き続き実施しています。

保険料及び一部負担金の減免や傷病手当金制度の実施にあたっては市ホームページや広報とよなか等を活用して周知するとともに、6月の保険料決定通知書送付時に保険料減免の案内チラシを同封しました。

保険料減免及び傷病手当金の申し込みにあたっては、ホームページから申込書をダウンロードできるようにするとともに、感染拡大防止のため、できるだけ来庁せず郵送や電子申込（保険料減免）を利用していただけるようにしています。

保険給付課（電話：06-6858-2313）

保険資格課（電話：06-6858-2300）

6. 特定健診・がん検診・歯科検診等

(要望)

- ① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。

(回答)

毎年、特定健診・がん検診の対象者には、3月末に郵送で、受診券・受診票を送付し、特定健診・がん検診の受診勧奨を行っており、年度途中には、未受診者に対して、ハガキで未受診勧奨を行っています。引き続き、同様の方法で受診勧奨を行います。また、新たな方策として、令和3年度には、すべての健診・検診を個別化・無料化にしました。

健康政策課（電話：06-6858-2291）

(要望)

- ② 歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定すること。成人歯科健診は18歳以上を対象に毎年、無料で実施すること。在宅患者・障害者らを対象にした訪問歯科健診、妊婦を対象にした歯科健診を実施すること。

(回答)

豊中市の成人歯科健診は、令和3年度から、現在30歳～74歳までの市民、75歳以上の生活保護受給者に歯科健診の負担金をなくし、無料化にしました。令和3年度から在宅療養者を対象とした訪問歯科健診の委託を開始しており、今後は障害者への対象拡大を検討しています。また、妊婦・産婦を対象とした歯科健診を令和4年度から実施しています。

健康政策課（電話：06-6858-2291）

7. 介護保険・高齢者施策

(要望)

- ① 高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについて働きかけること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。

(回答)

保険料については、本人の所得のみにより賦課徴収する方式に改めること及び、保険料基準額が高額な設定とならないよう、公費負担割合の見直しなど財源構成を含めた抜本的な制度改正が行われるよう国に要望しています。

また、今期の介護保険料については、前期計画期間中までの第1号保険料剰余分を保険料上昇の抑制に活用することとしています。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

(要望)

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

(回答)

市民税非課税世帯かつ本人が非課税の方については、国の軽減制度が適用されています。また年間収入が低いなど一定の要件を満たす方については、申請いただくことにより保険料が減額されます。

介護保険は、被保険者全員で助け合う制度であり、全体の費用の一部を保険料として負担いただくものとなっています。したがって、収入が低い方についても一定のご負担をお願いするものとなっています。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

保険資格課（電話：06-6858-2300）

(要望)

- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。2021年8月からの介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）改定の影響の実態を調査するとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。

(回答)

本市では、社会福祉法人に加えて、民間事業所が提供するサービスを利用する方を対象に、低所得者で特に生計が困難と認められる場合に利用者負担軽減を実施しております。

長寿安心課（電話：06-6858-2844）

(要望)

- ④ 総合事業（介護予防・生活支援総合事業）について

イ、 利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

(回答)

介護予防・日常生活支援総合事業の利用にあたって、新規利用者については、「認定申請」もしくは、「基本チェックリスト」を全員に行っていただく運用としています。

本人が認定申請を希望される場合は、抑制することなく受理しています。なお、認定申請の

結果、「非該当」になった人のうち、何らかのサービス利用が望ましい場合については、「基本チェックリスト」をご案内しています。

長寿安心課（電話：06-6858-2844）

「訪問型サービス」の単価については、厚生労働省告示第七十二号を勘案して適正な単価設定をしています。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

（要望）

⑤ 居宅介護支援事業所（ケアプランセンター）に対する支援について

イ、「一定回数以上の生活援助中心型訪問介護を位置付けたケアプラン届出・検証」や「事業所単位で抽出するケアプラン検証」などについては、利用制限を行う趣旨でないことを明確にし、ケアマネジャーの裁量及び利用者の希望を尊重した取り扱いを行うこと
ロ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

（回答）

ケアプランの検証については、利用制限を行う趣旨でないことをケアマネジャーに丁寧に説明し、利用者の希望やケアマネジャーの裁量を鑑みた助言等を行うことで利用者の自立支援に向けたケアプランになるよう支援していきます。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

地域ケア会議は、個別ケースの支援内容を通じた①地域支援ネットワークの構築、②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、③地域課題の把握などを目的として実施するものとされています。「自立支援に資するケアマネジメント」は、可能な限り自分でできることは自分で行い、「できないこと」を可能な限り「できるようにするための支援」を提供するもので、「自分のしたい活動や普通の生活を継続することが心身機能の維持改善につながり、結果的に介護予防になる」という視点で行うものです。介護サービスからの「卒業」のみをめざしサービスを調整するものではなく、高齢者がご自身の状態に応じて生きがいや役割をもって生活できるよう支援することで、「高齢者のQOLの向上」をめざし取り組んでいます。

長寿安心課（電話：06-6858-2844）

（要望）

⑥ 保険者機能強化推進交付金については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられ

るようにすること。

(回答)

保険者機能強化推進交付金については、国の評価指標に従い、本市における事業について、適切に評価を行っています。今後も引き続き自立支援、重度化防止等に資する施策及び介護給付適正化に向けた取り組みの推進を図っていきます。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

(要望)

- ⑦ 高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

(回答)

熱中症に関する予防や注意喚起について、市ホームページ上に掲載するとともにSNS等で広く市民に周知しています。また、地域包括支援センター、介護予防センター、認知症予防教室等において、高齢者への周知啓発を行っています。

なお、高齢者への見守りについては、緊急通報システム、在宅給食サービス、ひとり暮らし高齢者登録、シルバーハウジング生活援助員派遣事業等を通して、緊急時は救急に連絡するなどの対応を行っています。

長寿安心課（電話：06-6858-2844）

(要望)

- ⑧ 入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(回答)

介護保険施設等の整備については、介護保険事業計画策定時において入所の必要性が高い要介護認定者数の調査を行い、各計画期間中に必要なサービス量を見込んだうえで、介護保険事業運営委員会に諮り、計画的に施設整備を進めています。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

(要望)

- ⑨ 介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

(回答)

介護人材確保に向けて抜本的な処遇改善を図るため、利用者負担、介護給付費の増加による介護保険事業財政への影響がないよう、介護報酬に上乘せする対応ではなく、交付金等による財政措置を講じるよう国に要望しています。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

(要望)

- ⑩ 軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

(回答)

近隣市の動向を踏まえ、必要な情報収集に努めます。

長寿安心課（電話：06-6858-2844）

8. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

(要望)

- ① 障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。
- ② 日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。
- ③ 2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領：令和4年4月）」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。
- ④ 介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづき運用を行うこと。

(回答)

障害福祉サービスと介護保険サービスの利用の適用関係については、障害者総合支援法第7条（他の法令による給付との調整）並びに平成19年3月28日付厚生労働省通知及び平成27年2月1

8日付厚生労働省通知を踏まえた対応を行っています。

障害福祉サービスと同等のサービスが介護保険により利用できる場合は介護保険サービスの利用を原則優先としています。

ただし、上記通知等を踏まえ、本人のニーズや状況を把握の上、65歳到達前から障害福祉サービスを利用していた方で、介護保険サービスで従前のサービスをすべて利用できない場合は生活の質を低下させない観点から上乘せする形で障害福祉サービスを利用できる取り扱いを行っています。

また、介護保険サービス利用者で介護保険では必要な支援を受けることができない場合には、不足する部分を障害福祉サービスで支給する取り扱いを行っています。

65歳に到達される方については、事前に到達後の福祉サービスの利用についての説明を行い、ご本人の意向を確認させていただいたうえで、相談支援事業所およびケアプラン作成事業所と連携をとってサービス利用を進めていただいています。

障害福祉課（電話：06-6858-2224）

（要望）

- ⑤ 介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎない。および、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

（回答）

前述の内容につきましては、本市作成の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく豊中市障害福祉居宅介護サービス等の支給に関するガイドライン」にて詳細に記載しており、当該ガイドラインについては本市ホームページに掲載し、周知を図っています。

障害福祉課（電話：06-6858-2224）

（要望）

- ⑥ 介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること
- ⑦ 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乘せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

（回答）

国庫負担基準については、支給決定にかかる柔軟な運用に配慮し、訪問系サービスにかかる国庫負担基準を撤廃するよう国に求めており、介護保険対象者が障害福祉サービスを利用した場合についても、実績に応じ適正な財政措置が講じられるよう、引き続き国に求めていきます。

（要望）

- ⑧ 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援 1、2 となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

（回答）

質の高い介護保険サービスが適切に提供されるよう、関係機関等との連携によるサービスの質の向上に向けた取り組みを進めていきます。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

（要望）

- ⑨ 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

（回答）

障害福祉サービスに係る自立支援給付及び本市においては移動支援等の地域生活支援事業についても、住民税非課税世帯は年齢に関わらず利用者負担はかかりません。

障害福祉課（電話：06-6858-2224）

（要望）

- ⑩ 2018 年 4 月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

（回答）

障害者医療制度は、大阪府の補助金を活用して実施しています。将来にわたり助成制度を維持するために、大阪府により平成 30 年度に対象者要件と一部負担金の上限額の見直しが行われました。

この障害者医療費助成制度に関しては、国の制度として創設されるよう国へ要望しています。また府に対しては、障害の程度が中程度の方も対象とすることなど制度の拡充について要望しています。

保険給付課（電話：06-6858-2313）

9. 生活保護

（要望）

- ① コロナ禍の中においても各自治体の生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいるその原因を明らかにすること。申請を躊躇わせる要因となっている「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

(回答)

本市の生活保護申請数、決定数についてはコロナ禍が始まった令和2年度より横ばいとなっていますが、これは臨時特別給付金等新型コロナウイルス関連の社会保障施策が有効に機能したことによるものと考えられます。

扶養照会については令和3年2月26日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡の改正により「扶養義務履行が期待できない者の判断基準」が示されており、これに基づいて行っていますが、本市では従前より初回面談時及び家庭訪問・開始説明時等に申請者に対し丁寧な聞き取りを行い、申請者からの了承を得た上で調査を実施しています。

また、本市では生活保護申請の相談の窓口において、明確な申請の意思を確認できた場合は、すみやかに申請書を交付しています。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

(要望)

- ② 札幌市など全国各地で作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。

札幌市生活保護ポスター

<https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

(回答)

現在のところ、こうしたポスターの作成・掲載は予定していません。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

(要望)

- ③ ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協に報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

(回答)

本市では、「福祉専門職」を中心として福祉事務所職員を配置しています。今後もケースワーカーの増員と経験や熟練を重視した人事配置に努めていきます。一方、多様なニーズに応えるため、保健師や精神保健福祉士等の専門の資格を持つ職員を配置し、業務の見直しを進める中で市民サービスの向上に努めていきます。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

(要望)

- ④ シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケース

ワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。

(回答)

本市では、ケースワーカーの担当は地区別に割り当てを行っており、シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーが担当する、といった対応は行っていません。しかし、家庭訪問は原則事前約束の上行うこととし、またそれぞれの事情に応じた配慮が必要な世帯については、個別に対応を行っています。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

(要望)

- ⑤ 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。（懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください）

(回答)

「生活保護のしおり」は制度の改正や担当課の変更などに合わせ、適宜改訂を行っています。また、「生活保護のしおり」は、カウンターなどに常時配架していますが、「申請用紙」は添付していません。申請にあたっては相談者の方々が生活上の様々な悩みや課題を抱えていることから、その実態やニーズ等を伺い制度の趣旨や記入方法を十分説明のうえ、申請手続きがスムーズに行われるよう配慮しているところです。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

(要望)

- ⑥ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。

(回答)

医療機関が生活保護受給について確認できる「休日夜間受診票」を受給者の皆さんにお渡ししており、休日・夜間など福祉事務所の閉庁時において救急病院を受診する場合に限り使用できる取り扱いとしています。

医療扶助を受給する場合には、保護変更申請書（傷病届）を事前に提出していただく原則を踏まえ、関係医療機関とは資格確認にかかる連携を今後も密にしていきます。市民健診については担当部局との連携に加え、福祉事務所においてより効果的な方法を分析・検討し、多くの人に健診を受けていただけるような取り組みを進めています。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

(要望)

- ⑦ 警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回答)

未だに暴力団員及びその周辺者による「相談申請」が絶えず、担当職員はもちろん他の一般の生活保護受給者や市民の皆さんにも被害がおよぶ心配が根絶できていないのが現状です。

こうした状況では、行政対象暴力対策員（警察官 OB）による助言なしでは適切な対応が難しく、業務の遂行が危うくなると考えざるをえません。当然、相談をはじめとしたケースワーク業務を担当することはありませんので、一般の方からの相談や申請を妨げていると誤解されないよう、今後とも十分注意していきます。

なお、本市ではホットラインを開設する予定はありません。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

(要望)

- ⑧ 生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。

(回答)

生活保護基準は厚生労働大臣が定めた実施要領に基づき、運用しています。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

(要望)

- ⑨ 住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

(回答)

住宅扶助については、世帯の状況等をよく見極め、特別基準額の設定を行っています。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

(要望)

- ⑩ 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。生活保護利用者の国保加入については反対を表明し国に意見を上げること。

(回答)

ジェネリック医薬品については、品質、安全性及び有効性は先発医薬品と変わらず、先発医薬品と代替可能な医薬品と考えられています。今後も医療費の増大が見込まれる中、必要な医療を確保しつつ、人口構造の変化に対応できる持続可能な医療制度にしていくため、ジェネリック医薬品の使用の促進が必要であると考えています。

なお、本市では、医療費の一部負担の導入と調剤薬局を限定する予定はありません。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

(要望)

- ⑪ 国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

(回答)

生活保護世帯の人でも希望すれば大学に進学できるよう支援方策を考える必要があり、大学に進学せず、就職している人たちとのバランスも考えながら総合的に検討していきます。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

(この文書に関するお問い合わせ)

豊中市 都市経営部 広報戦略課

広聴係 岡

電話：06-6858-2029（直通）

FAX：06-6856-4190

メール：koe@city.toyonaka.osaka.jp